

平成 24 年度調査における外来 EF ファイルの仕様について

1. ファイル作成の基本的な方法について

- ファイルの作成方法は、厚生労働省保険局医療課による「DPC 導入の影響評価」に係るレセプトデータダウンロード方式によるレセプト情報データ収集について 第 10 版 に規定された方法論に従い、外来診療データを対象として EF ファイルを作成する。
- フィールドは入院 EF ファイルと同一とする。
- 提出ファイルは入院 EF ファイルと外来 EF ファイルの 2 つとする（入院と外来は統合しない）。
- EF 統合ファイルソフトは調査事務局にて準備する（医療機関は「自ら EF 統合ファイルを作成」又は「E ファイル・F ファイル別々に作成」のいずれを実行しても構わない）。

2. 提出対象となる患者について

- 調査期間内の外来診療データすべて。
- 入院の有無により対象患者を絞り込む必要はない。
- ただし、入院期間中の外来診療（自院・他院係わらず）については、入院 EF ファイルに出力し、外来 EF ファイルには出力しないこと。
※ 自費・公費等保険診療外のデータについて入力規則を検討中（年明けに公開予定）。

3. 外来 EF ファイルにおける各フィールドの入力規則

外来 EF ファイルにおいては、下記の点で入力規則について注意すること。

- (1) データ識別番号：(E-2, F-2)
入院 EF ・様式 1 等と外来 EF で同一の患者については同一の匿名化処理後番号を使用する。
- (2) 退院年月日：(E-3, F-3)
常にゼロ 8 桁「00000000」とする。
- (3) 入院年月日：(E-4, F-4)
外来受診年月日を YYYYMMDD 形式により入力する。
- (4) 順序番号：(E-6, F-6)
データ識別番号及びデータ区分の分類毎に一連の行為を最大のレコードとして 0001 から順に採番する。入院 EF ファイルと同様、同一診療行為は外来受診日別に別レコードを発生させる。同一月内は連続番号で採番することとし、月が変わった際は番号を振り直す。
※ 上記以外の出力方法について入力規則を検討中（年明けに公開予定）。
- (5) 「病棟コード：(E-22)」→「9999999999」を入力する。
- (6) 「病棟区分：(E-23)」→「9」を入力する。
- (7) 「入外区分：(E-24)」→「1：外来」を入力する。

4. 外来特有の診療行為の取扱い

以下について入力規則を検討中（年明けに公開予定）。

- (1) 入院にない項目：処方箋料、処方薬（院外処方薬又は院内処方を持ち帰る薬剤）
- (2) 複数科受診の取扱い

5. 包括診療行為の取扱い

入院 EF ファイルと同様に包括診療行為の詳細な実施情報を記載（例：D007 血液化学検査 10 項目以上を算定する場合は、当該点数に包括され実施した個別検査項目を記載）。包括される診療行為については、「行為点数：(E-11)」に「0」を入力。

外来 E ファイル<診療明細情報>

DE 番号	必須 項目	データエレメント Data Element (DE)	桁数	累積 桁数	前ゼロ の必須	説 明
E-1	○	施設コード	9	9	必須	都道府県番号+医療機関コード 間には区切りを入れない。
E-2	○	データ識別番号	10	19	必須	複数回入退院しても共通の番号。様式1と一致する。入院・外来同一コード。
E-3	○	退院年月日(西暦)	8	27		常にゼロ8桁'00000000'とする。
E-4	○	入院年月日・外来受診年月日(西暦)	8	35		外来受診年月日をYYYYMMDD形式によりセットする。
E-5	○	データ区分	2	37	必須	レセプト電算処理システムの診療識別に準ずる。(※)
E-6	○	順序番号	4	41	必須	データ識別番号、入院年月日(本調査では外来受診年月日)及びデータ区分の分類毎に一連の行為を最大のレコードとして0001から順に採番する。これが不可能な場合には、データ識別番号毎に月内の採番でも可とする。
E-7	○	病院点数マスタコード	12	53		12桁ない場合は、左詰め。
E-8	○	レセプト電算処理システム用コード	9	62		レセプト電算処理システム用コード無い場合、材料777770000とする。
E-9	▲	解釈番号(基本)	8	70		診療報酬点数上の解釈番号 K600等
E-10	○	診療行為名称	254	324		診療行為の名称(最大漢字127文字)。満たない場合は、左詰め。
E-11	○	行為点数	8	332	必須	診療行為(剤単位)での点数計。手技料+E12行為薬剤料+E13行為材料料
E-12	○	行為薬剤料	8	340	必須	診療行為内の薬剤点数計(再掲)。薬剤料のみ。
E-13	○	行為材料料	8	348	必須	診療行為内の材料点数計(再掲)。材料料のみ。材料点数の分離が不可能な場合は、薬剤点数計に集計する。
E-14	○	円・点区分	1	349		1:円単位 0:点単位
E-15	○	行為回数	3	352	必須	診療行為の実施回数(同日の同一行為は1とカウント)
E-16	○	保険者番号	8	360		コードが4桁あるいは6桁の場合は、前に各々4桁、2桁のスペースを挿入。
E-17	○	レセプト種別コード	4	364		レセプト種別コード(医科)。1111~1999
E-18	○	実施年月日	8	372		yyyymmdd(西暦年4桁)1996年1月1日の場合、19960101
E-19	○	レセプト科区分	2	374	必須	レセプト電算処理システムの診療科区分を入力。
E-20	○	診療科区分	3	377	必須	医師の所属する診療科。厚生労働省様式1のコードを使用。
E-21	▲	医師コード	10	387		病院独自コード。左詰め。
E-22	○	病棟コード	10	397		「9999999999」をセットすること。左詰め。
E-23	○	病棟区分	1	398		「9」をセットすること。
E-24	○	入外区分	1	399		「1:外来」をセットすること
E-25	○	施設タイプ	3	402		データ挿入不用。タブでフィールドのみ作成。

○: 必須 ▲: 必須ではない

注1) 薬剤だけとれる検査の時は、E-8に薬剤のコードを入れ、E-11とE-12が同じ点数となる

注2) 加算点数はコメント情報扱い(独立レコードとして分離できない場合)

注3) 外泊の場合、1日あたり1レコードとし、E-8にレセ電算の外泊コードを入れ、E-11の点数は外泊率加算後の点数

(※) 11、13、14、21、22、23、24、26、27、31、32、33、40、50、60、70、80、90、92、97のいずれかが入る。

外来 F ファイル<行為明細情報>

DE 番号	必須 項目	データエレメント Data Element (DE)	桁数	累積 桁数	前ゼロ の必須	説 明
F-1	○	施設コード	9	9	必須	都道府県番号+医療機関コード 間には区切りを入れない。
F-2	○	データ識別番号	10	19	必須	複数回入退院しても共通の番号。様式 1 と一致する。入院・外来同一コード。
F-3	○	退院年月日(西暦)	8	27		常にゼロ 8 桁 '00000000' とする。
F-4	○	入院年月日・外来受診年月日(西暦)	8	35		外来受診年月日を YYYYMMDD 形式によりセットする。
F-5	○	データ区分	2	37	必須	レセプト電算処理システムの診療識別に準ずる。(※)
F-6	○	順序番号	4	41	必須	データ識別番号、入院年月日(本調査では外来受診年月日)及びデータ区分の分類毎に一連の行為を最大のレコードとして 0001 から順に採番する。これが不可能な場合には、データ識別番号毎に月内の採番でも可とする。
F-7	○	行為明細番号	3	44	必須	診療明細情報の順序番号に対応する行為明細を、1 から付番する。
001~ 999						
F-8	○	病院点数マスタコード	12	56		12 桁ない場合は、左詰め。
F-9	○	レセプト電算処理システム 用コード	9	65		F ファイルにはコメントデータを残す(コード 810000000 使用)。E には不用。
F-10	▲	解釈番号(基本)	8	73		診療報酬点数上の解釈番号 K600 等
F-11	○	診療明細名称	254	327		診療明細の名称(最大漢字 127 文字)。満たない場合は、左詰め。
F-12	○	使用量	11	338	必須	小数点以上 7 桁、小数点以下 3 桁にて設定(小数点は『.』にて設定する)。0.002ml の場合、0000000.002。行為コードの場合は 0000000.000 を設定。
F-13	○	基準単位	3	341		診療行為も含めてレセプト電算処理システム用特定器材コードを使用。無い場合は'000'。
F-14	○	行為明細点数	8	349	必須	行為の点数計
F-15	○	行為明細薬剤料	12	361	必須	行為の薬剤料(薬価×使用量)。
F-16	○	行為明細材料料	12	373	必須	行為の材料料(購入価または公示価×数量)。材料点数の分離が不可能な場合は、薬剤点数計に集計する。
F-17	○	円・点区分	1	374		1:円単位 0:点単位
F-18	○	出来高実績点数	8	382	必須	出来高算定として請求すべき点数。

○: 必須 ▲: 必須ではない

注 1) 点数のないものは、円表示とする。

注 2) 行為明細情報の点数は、丸め処理をする前のもの。

注 3) 外泊の場合、1 日あたり 1 レコードとし、F-9 にレセ電算の外泊コードを入れ、F-14 の点数は E-11 と同一。

注 4) F-14、F-15、F-16 にはいずれか一つに点数が入る。

(※) 11、13、14、21、22、23、24、26、27、31、32、33、40、50、60、70、80、90、92、97 のいずれかが入る。